

生駒市史編さん事業の基本方針

この基本方針は、新たな生駒市史（以下「市史」という。）編さんを行うにあたり、第6次生駒市総合計画のなかで設定された将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」を目指して3-3-2「歴史・文化振興」に示す「幅広い世代の市民が生駒の歴史文化に興味を持ち、住んでいる地域に愛着を持つ市民が増えるまち」となるよう、市史編さん事業の基本方針を策定する。

1 目的

市史編さんの目的は以下のとおりとする。

- (1) 生駒市制50周年記念事業として行い、広い視野から生駒の歴史的な位置を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てる。
- (2) 生駒の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、生駒市の発展と文化の向上に資する。
- (3) 生駒に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図る。

2 経緯と課題

『生駒市誌』編さん事業は、昭和46年の市制施行を記念して同44年度から開始し、同46年度を初刊として同60年度に発刊を終了した。構成は1～4巻の資料編及び5巻通史・地誌編の全5巻である。

その後、本市教委は、昭和末から現在にいたるまで埋蔵文化財の発掘調査、古文書、民俗、仏像調査等各分野の文化財調査を行い、同様に、奈良県文化財保存課、橿原考古学研究所等でも各分野の調査が進められ、30年余りで新知見や情報が個々に発信されてきた。また、昨今の歴史ブームや地域史への注目と定年後世代の地域社会への参画や生涯学習活動の活発化により、郷土学習による地域愛の醸成は肝要な事項であり、市民が地域を愛し、まちづくりに参加するための資料や機会作りが求められている。さらに、社会の情報化による若年層を中心とした活字離れ・本離れが進む今日においては、郷土の歴史について理解されやすい内容・表現を用いるなど従来の方式から脱した新しい手法を模索し作成することが必要である。

3 考え方

市史は、以下の考え方に基づき編さんする。

- (1) 昭和46年から同60年にかけて刊行された既刊の『生駒市誌』及び各種報告書をはじめ、市内外の諸研究を参考とともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み、市民の視点から、改めて編さんする。
- (2) 各分野の専門家の執筆による、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章と写真や図版を多用するほか、DVD等の媒体の活用も考慮し、広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等でも活用される読みやすい市史を編さんする。
- (3) 政治、経済、行政史に偏ることなく、広い分野を取り上げ、地域に生きた人々の視点から生駒の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。
- (4) 市史編さんに用いる資料は、国内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承など無形のものにも配慮して収集する。
- (5) 市史編さんにあたっては、生活する市民の視点からの編さんを行うため、市民ボランティアの活用や市民参加・参画の機会の拡大に努め、地域団体や個人、学校・大学などの多様な主体と協働し、地域の歴史を掘り起こすとともに、次世代に向けた人材育成を図る。
- (6) 講演会の開催、ニュースレターの作成等市史に関する情報の発信を進めて市史編さん事業の普及に努めるほか、事業費の確保に向けて寄附金等の積極的な収集に努める。
- (7) 編さんの過程で調査、収集した資料は、生駒ふるさとミュージアムなどで公開するなどの活用を図る。
- (8) 市史の頒布にあたっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるよう設定するものとする。

4 組織

市史編さんに伴う組織は、以下のとおりとする。

(1) 生駒市史編さん委員会

生駒市史編さん委員会開催要綱に基づいて開催し、教育委員会の招集に応じて専門の学識経験者等が参加し、市史編さんの基本的かつ総括的な事項について協議し意見を述べる。

(2) 生駒市史編さん委員会分科会

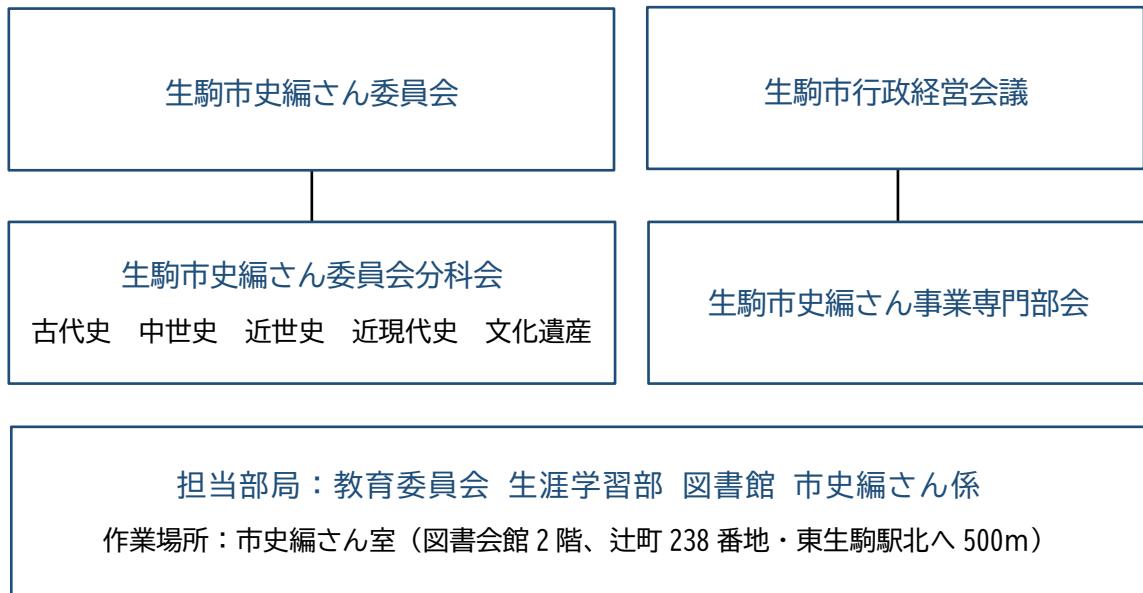
市史の分野ごとの内容や具体的な資料の調査、収集、整理、市史の執筆・編集に関する専門的な事項について分担して協議し意見を述べる。

(3) 生駒市行政経営会議市史編さん事業専門部会

生駒市行政経営会議規則(平成25年5月生駒市規則第25号)第7条の規定に基づいて設置し、各部の課長級職員で構成する。公室及び部の間の連携及び調整を行い、全庁一体となって各部の所管業務の経緯を整理し、必要な調査、資料提供の他、編さん事業に係る業務の連携等を行う。

(4) 事務局

市史編さんの事務局は、図書館とする。編さんにかかる作業は、市史編さん室で行う。



5 その他

市史編さん事業にかかる期間は、生駒市制50周年を迎える令和3年度から開始し、事業計画及び刊行計画については別に定める。